

事情  
明治  
太平記

村井靜馬著

七編

下

2504  
14



特 14 遠へ門  
2504  
26-14 卷

村井静馬編輯  
鮮齋永濯畫

官許

明治太平記

全

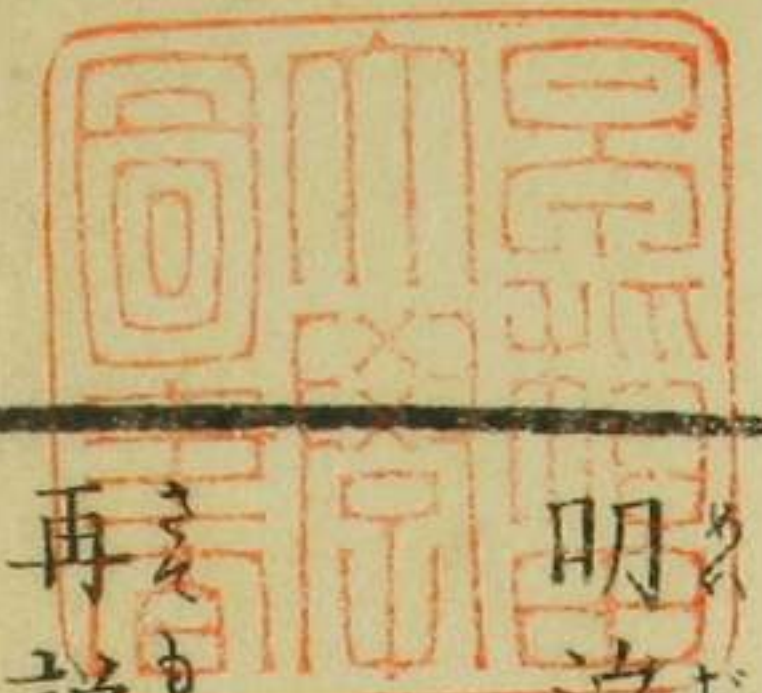
東京書林

延壽堂發兌

明治太平記七編卷之下

東京

村井静馬著



再説佐賀の暴徒等或を脱し或ハ降りて稍其城を  
開きし官軍直ち乘入りて賊の残せし兵糧器  
械等總て點檢し及びし所渠等が遺文二通あり  
披き見ると其文は曰

當今の御政體もこの皇國內患外憂相起り連も  
相治り候場合も相成りトく憂國憂民の至り建言

明治太平記七編下

の條々てうてう尠せう々々比ひ同志相語らひ會議かいぎし及び候處ところ  
 一應の御諭もおんごんとまみく突然鎮臺兵城中ちんたいへいじうちゆうに御操込おんそうこ  
 と小相成打拂おのあひあつたひらひの御手配おんてはいしつた已やむと得えず戦争せんそうし  
 及び城中じゆうちゆうの士決死けつし罷在ばざいり候處今般島津いんまづ從二  
 位卿鎮撫ゐきやうちんぶの命めいと被りせらる早速さうそく和田中山わだなかやまの兩  
 人にん命めいと薩人さつじんもて島津公しまづこうの昨日大久保内務卿おのむねむらやまへ談  
 命めいと帶おびひきて来きるもの  
 と小相成おのあひあつ候あひあつふ付戦つきせんひ相止あひやと候右ハ止やむと得えざる  
 儀ぎと存ぞんト罷在ばざい候得えとも 朝廷てうていの御嫌疑おんぎぎし  
 觸奉ふれまへり候次第しうじ第今更恐入奉ふれまへり候此段申上候このほどまへあが

二月廿八日

副島謙助木原義四郎其外

外ほかより一通り其文そのぶん小曰いひ

數百年來天下忠義ちゆうぎの士自然しぜんと嘯集せうしふ 天皇てんかうの  
 御仁德おんにとくと申まをあがり又此輩このたぐひの尽力しんりきも中興ちゆうきゆうの御大業おんたいげふ  
 小相成おのあひあつ五方ごかうの人民目じんみんめと拭ぬぐふと信賞必罰しんしやうひつばつ萬機まんき其  
 所ところと得え神世しんよ淳朴しんぷんの風かぜふ復たがし候あんと希望きぼう罷在ばざいり  
 候處ところ豈圖あやまらん恩賞おんしやう必かならず顛倒てんたうし奸臣けんしん専せんら横よこはり

中興第一の元老島津從二位西郷正三位木戸從三位板垣正四位副島正四位後藤正四位その他有功の士と退け無功無頼の奸才を挙げ蛮夷の醜風よ心酔一開闢以来未曾有の苛政暴法重斂相行むれ外國の黠奴と親む父兄師友の如く華士族及び人民と待まる讐敵の如く四海荒蕪怨嗟の声路よ充つ然りと雖も海内憂国の士尊王愛国の念より三條大臣岩倉大臣へ建白

鮮々々ば両大臣忠諫の心頗る有りと雖も才凡量小よしと人を照すの明なく奸臣の為よ愚弄を受け淺薄ある權謀詐術の々々施し天下の人心と失却し猥りよ殺伐の氣と起し忠諫ある肥前と始め肥後よりして元勳の薩州征伐ち土州よ及んとの結構今般肥後の鎮臺兵と發し佐賀城よ楯籠り全國の士族と撃ち掛し之よ依て已と得ず全國忠勇の士ハ楮置き無識の

士民に至る迄忠憤に堪き本月十六日より攻立十八  
 日の朝もては攻落し暴兵打拂ひ申候先以江藤  
 正四位其外と公平衆議の歸まる所を以て適宜の  
 處置しつゝ四民安堵のやう取計ひ候しつた此上  
 る内國の大政を御改革在らせられ外の不逞  
 不禮の朝鮮國を御征討成され候の勿論支  
 那魯西亞の外たうとて我の臣僕とまゐる御目  
 途在せしは候へども相済び第一度々兩大臣へ

懇々忠告候通り中興の諸元老と厚く御慰諭  
 の上御登庸内の御仁澤を施させし外は御武  
 威を張らせしは封建郡縣並び行ひ候はざる  
 逆も神州の治まり候目的決しつゝあまなく候此段  
 諸官御報奏願ひ奉り候也

明治七年第二月

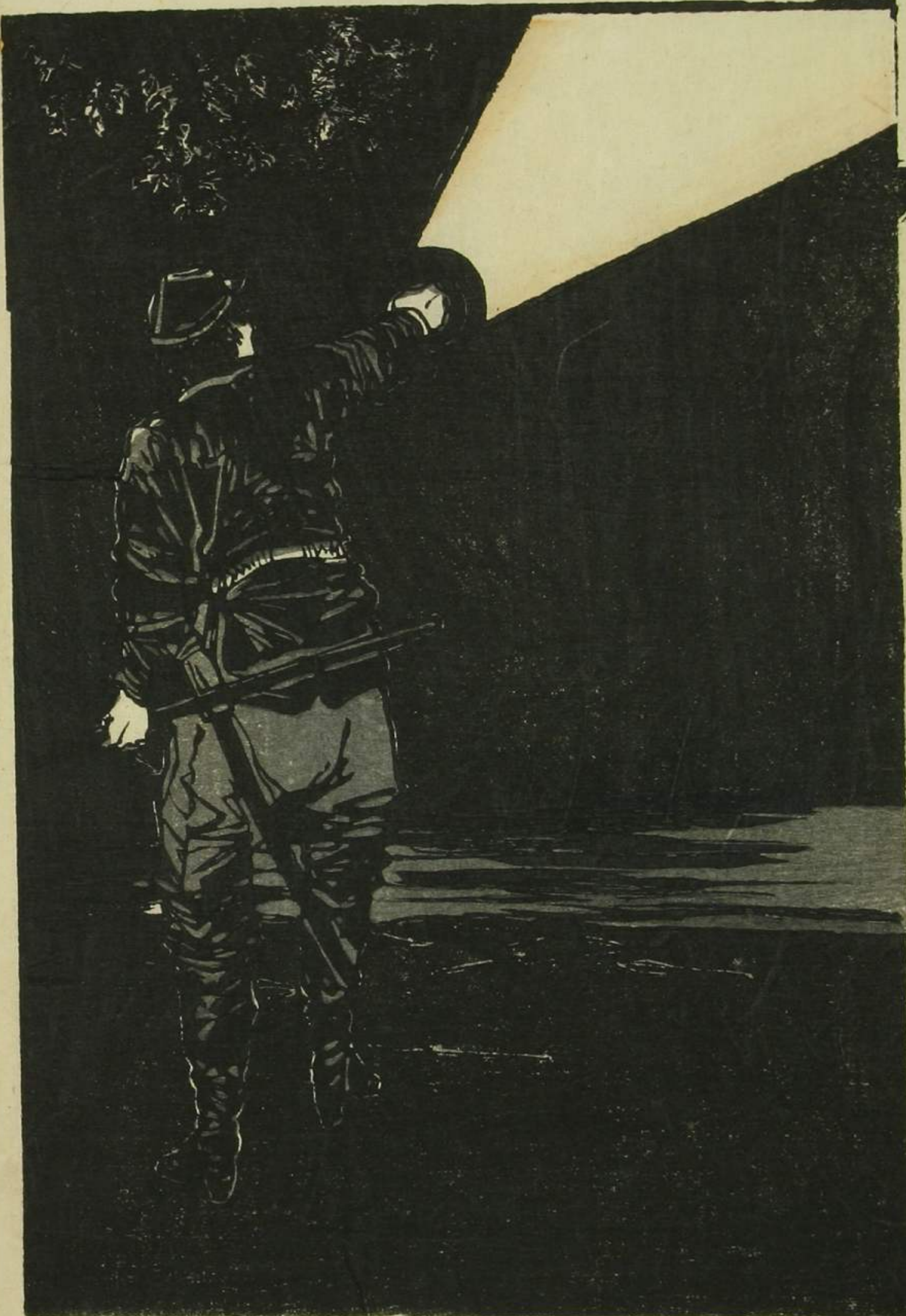
従四位島義勇

斯の如くは記載せり抑是る島義勇あるもの  
 勤王の志氣あるが故は大政王室は復まるとの  
 際

各縣の捕  
吏脱賊は  
跡と探  
索を



月台大下三編



助治大下三編

四

最も功勞ありとせば是を以て從四位に叙し一回  
 廟堂に併列し國務に從事なりつるも免官の後  
 不平と懐き江藤と論を俱めて事の爰ふ至りし  
 更又是奈何ある心裡ぞや就中江藤氏の有功勳を  
 〴〵〴〵返りて无量の皇恩と被りつ既に正四位に  
 叙せしむる官職参議大臣に列し司法の卿と兼  
 たりしは善く其任に堪たるが如きも征韓論且つ  
 民撰議院と設くるの説と起し屢建言ふ及びしは兩

説とてもし一行はとざるより憤懣に堪ざるの餘り遂に  
 激徒を荷擔つ多く諸縣の士族を鼓舞し兵威を  
 以て朝論と動さんと計りしは茲に至りて事ありて  
 苦心乍ち画餅とありて身は賊名を負へる事歎む  
 るも尚餘りなり間話休題介程に佐賀城を脱走  
 の衆賊諸所へ分散の聞へあはば則ち内務卿よりして  
 四國九州八言ふもさうあり山陰山陽の諸道へも嚴重ふ令  
 と下して其踪蹟を穿鑿するや并が中みも山口縣九州

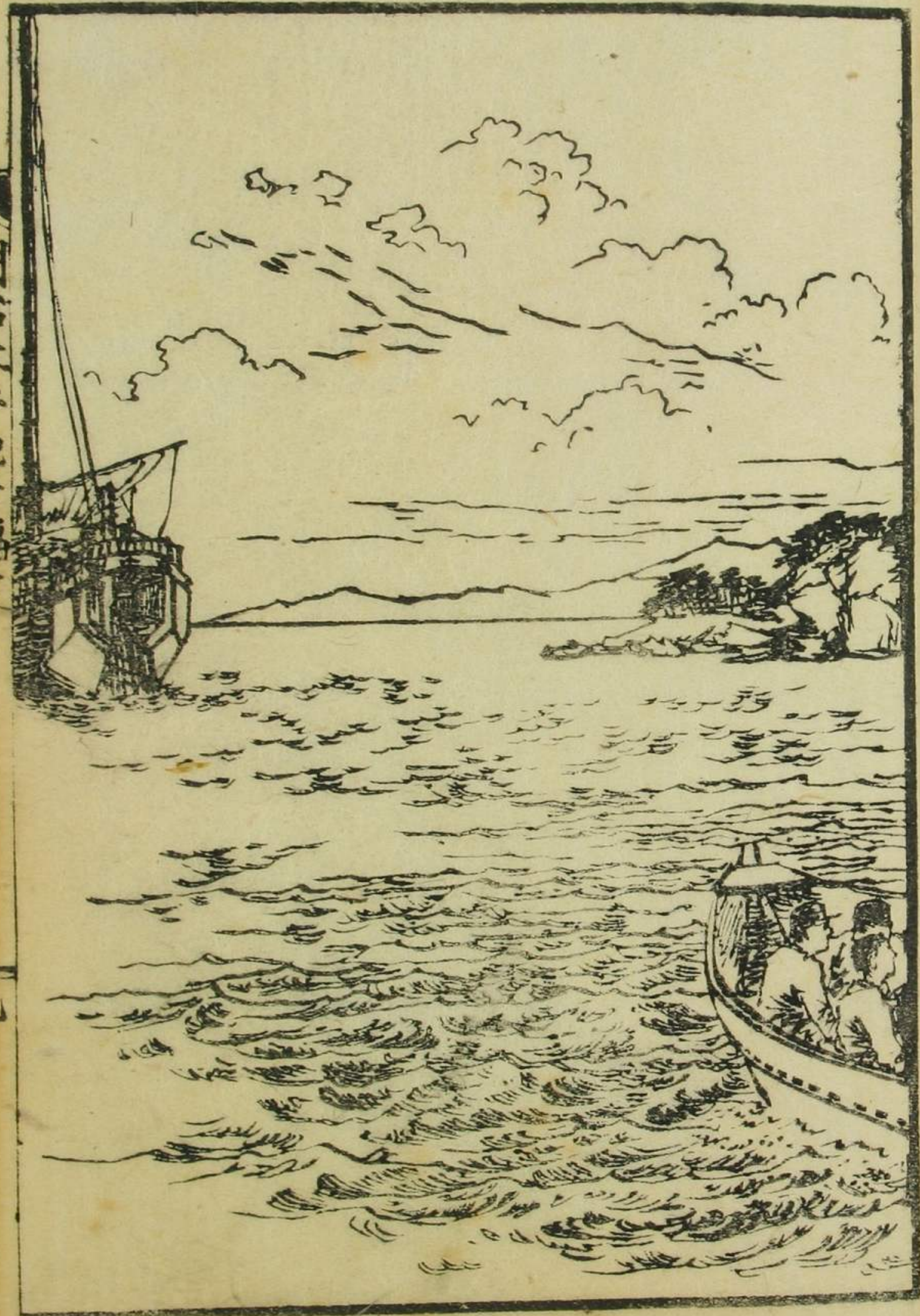
接近の地あるとて賊徒等豫て出入ふ一大小人心  
を煽動せし故士民等種々の暴論を唱へ動もまれば  
沸騰まじき勢ひあはれ在らざれば更は布達及バ  
るやう其縣の儀ハ九州接近の場所よつき佐賀の賊  
徒等潜伏し暴動ふさんも測りがさく心得の為左の  
條々と相達する所あり第一ハ人民の安寧と保全せし  
むる至仁の叡慮と辨認し其旨と説示まじく第二  
を則ち佐賀縣の逆徒等官軍と差向らむて迅速は征

討し其根を鋤去して再萌ふるまあるとて管下の  
士民の方向と定め聊々疑惑ありまむべく第三は  
佐賀縣の逆徒管下へ逃走潜伏も測りがたきまじ  
を取締り厳密し若賊黨と見認る不於るハ猶  
豫なく捕縛と遂ぐべく制しざらふ至りてハ臨時の處分  
苦しむる但し巨魁江藤新平の踪蹟ハ一層注意を  
相加へ見當り次第捕縛まじし第四は止を得ざるの  
時機よ立至り候に貫属士民を挙ぐるて遷卒ふ

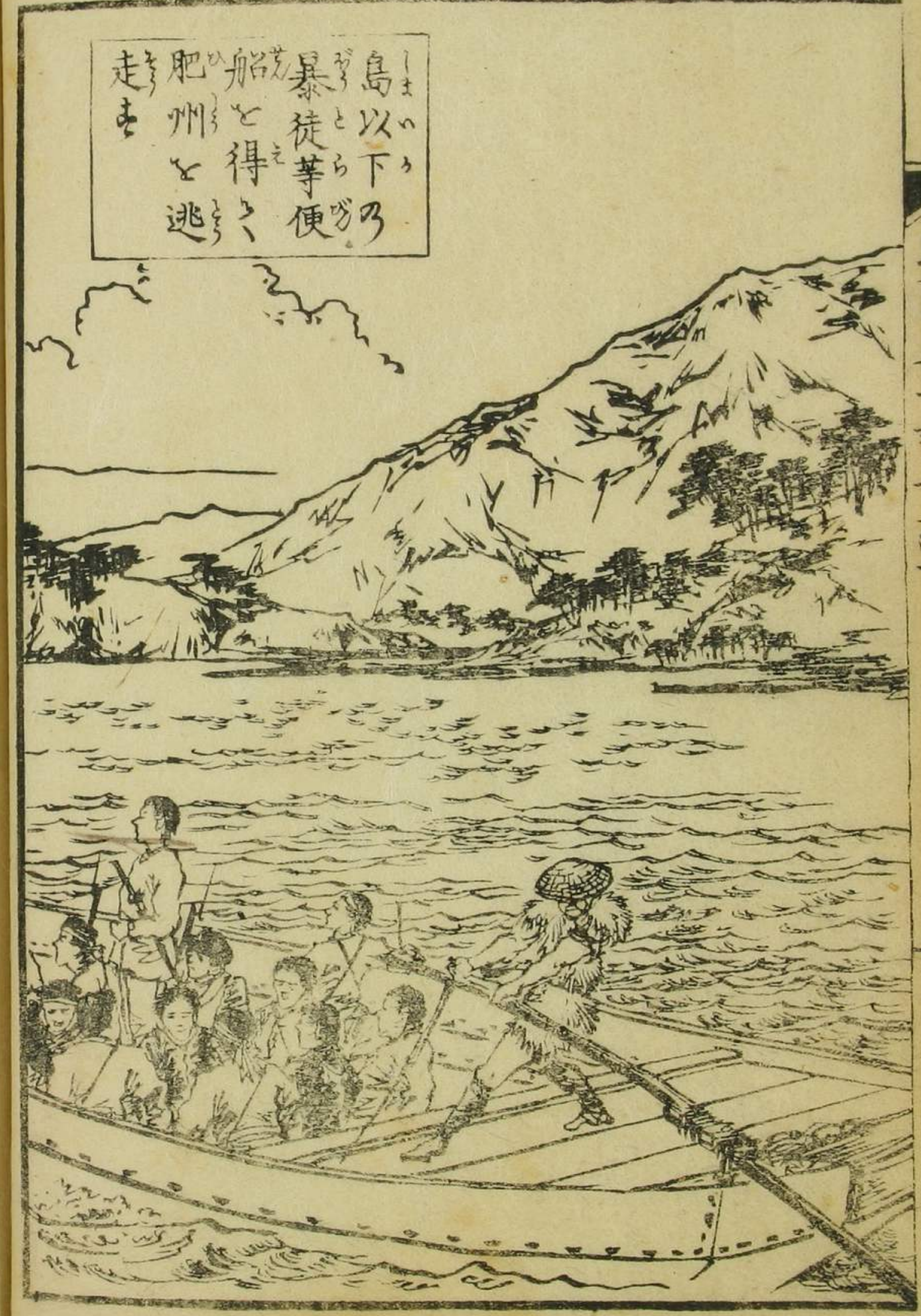


編制致さし臨時の處分と允許とあり斯くの如く  
追捕の手配り諸縣に充備ふを程に賊徒等争  
り免うると得ん余を巨魁の一人たる島義勇を副  
島謙助重松基右工門其他八名の賊黨と俱に衆に  
先立ち城と出て山間に分入り磯邊に下り辛くも便  
亘の船と得し一船と鹿兒島に赴むる豫とち  
當所の士民等少も心と動り此輩も所をば夫等小便り  
と事と議し再挙の策と施さんとせし不是より先嶋

津從二位卿より斯る形勢あり依憂ひ本縣鹿兒  
島より下向して鎮撫ふしなき赴き依上表ふ及ばし  
勅許の上にて縣より下り厚く士民に説諭あり是に  
於て鹿兒島の人民異議を唱ふる者もあらず至極平  
穩あり故に島義勇等此地ふ来ると事と圖らん  
便りより更あり身を潜むべき方もあらず甚ど困苦  
逼りしが尚も便宜のありんと三月七日の夜陰に  
乗ト窺ふ城下に至りしふ乍ち捕吏に見咎め



島以下乃  
暴徒等便  
船と得と  
肥州と逃  
走と



ら脱とんとするふ遂に慥に這所を捕縛せられ  
たり此前日山田平藏以下四人の賊も同所於て  
捕へらるるに當縣の権令大山綱良より此旨内務卿へ  
報知せしむ直ち東京へ通ぜらる是に於て朝議  
あり則ち島義勇儀ハ賊臣不與一遁逃せしと鹿見  
島縣より捕縛せり追て至當の御處分も有べく  
先位記と禱るとあり又江藤新平も同断の所為  
ふより捕縛よ及び候上へ至當の御所分も之あり

べく先位記と禱るとあり府縣へ布達ふ及むる  
たり余べき江藤新平へ従弟江口十作と僕船  
田次郎と言へる僅り一人を従へて夜ふ乗トマ  
佐賀城と脱し船場の方へと赴く途中香月桂五  
郎横山萬里ると言へる數名の賊徒が城中より逃れ  
出るふ出會たり因る大いふ力と得つ此徒も俱に  
同行し水路と鹿兒島より着岸せしが既ふ前ふを  
言ふ如く當縣下の士民も同意の者も鮮りうねへ

夫等の族と煽動して再び支と図らんとする旅籠屋は  
宿とのりめとて窺ひふ當時の形勢と探索ふ及び一ふ  
即今此地の人氣鎮より激徒等が暴論など信用なき  
気色もふく却つて内務卿の令に遵ひ賊徒等自然  
縣下ふ来らば搦捕らんの結構あり之に依る江藤  
等が豫ての目算大にふ齟齬して或は駛き且呆れ  
ども又今更に詮術をく黙然として居たりし此  
國人を斯の如き頼母一気あるは躰より之に他縣に至

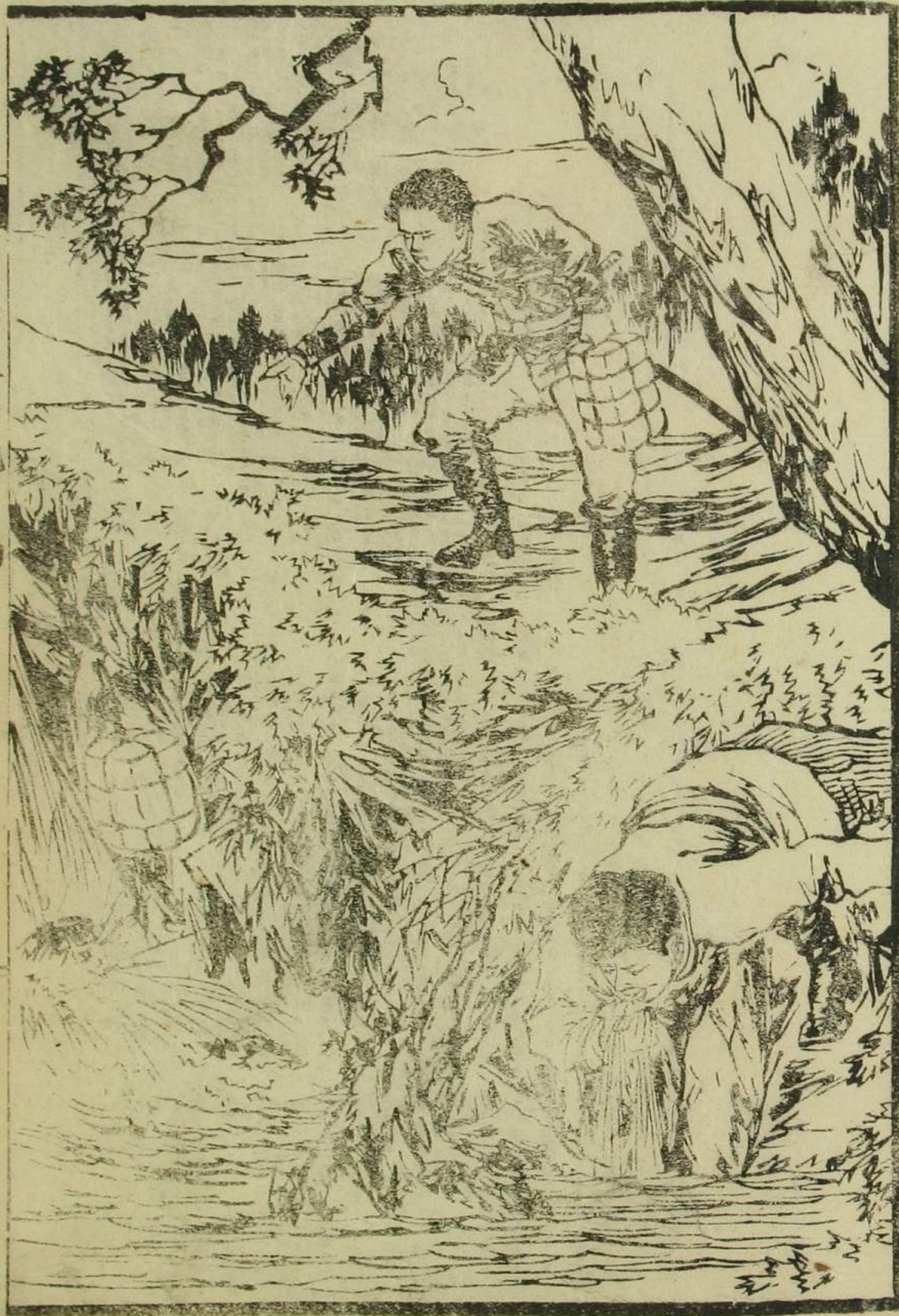
らば尚更に敵視する者の多し然りとて此終に  
安閑として危きふ久しく足を留めて一と馳と薩  
州と立去りの日向の國宮崎の縣下へ忍びて赴たしが  
這所も追捕の兵卒が昼夜と分を立廻りと探索嚴  
重なるよりあれば須臾も潜居する支能をば其夜  
戸の浦と言へるより漸くふしと船と雇ひ四國を  
さしと乘渡り辛うして伊豫の國宇和島に上陸  
るし此地の景況と窺ひ見るふ捕吏の巡行甚ど

密ひそるりて旧城下且かつつ繁さか花はなの市街まちへ攀あぐり論ろんぶるまでも  
 多く村落そと原野はらよこ至いたるまも邏卒らその廻まらざる隈くまもままり  
 別わかて海岸かい碇泊いぼの場所ばしへ嚴ましく船ふねの出入でいを改あらむ  
 殊ことよ江藤えとうハ巨魁きょけいある故追捕おひよ一層注意いちじやうちゆういままに  
 と爰こゝへも布達ふたつふ及およぶれなままべ則すなち写真しやしんの影かげ像ざうを  
 めて渠みちが容貌ようぼうと見競みこふふと言いふ風聞ふうぶんささもゆゆる夏なつ  
 又また江藤えとうハ身みと置いく所ところと知しらま然しかとも深ふかき思慮しりょ  
 有りありて又またハ命いのちの惜あけをりり斯かく成なり果とても死しせん

ととせむぢ昼ひる多おほ深山しんざん幽谷ゆうこくの人の通とぬ所ところよ匿かくれ夜  
 よ入いるる戦慄せんりつ潜行せんこうとふ所ところのの人ひと里さと迄いたり至り  
 ふバ怪あやしまるる夏なつゆゆららんと甚まぶ危踏あやむ所ところゆゆ故ゆゑ  
 食くと求もとむる夏なつと得えむる飢うゆゆ時ときハ草根そうこん木皮もくひと手て毎ごと  
 よ採とりり之これと食くひを錫しやくするるとたたハ溪間せきかんの流ながれと掬く  
 びびて咽すすと潤うるむも困え苦く辞ことふふ尽つすす難がたしし此この時ときままでも  
 江口えぐち十作家じゅうさか僕ぼく船ふね田次郎たじらう等らハ俱ともみみ従したがひひ来きりり  
 路みちありありし峻岨そんそを辿たどるる一ひと些さの荷物にものも携たづへへどどくくああめめく

月台本平記二編下

廿四



月台太平記一編下



伊豫の山  
中よ潜て  
えらら困  
江藤等  
迫ま

月台太平記一編下

所持の革籠の類ひの咸谷川の深き沈め身よつく  
物いふいと雖も食せざる日の多き故に峻路  
自由み行く夏と得む尤も十作次郎等の血氣の  
壯年あり成りて是等の憂苦を堪へもされ江藤ハ  
四十路の坂も越へ一み其身高官よりゆらぐ故に  
仮初めを馬車に駕し路次と経行せざるごとく  
常み美室の裡に在りて口も高味に飽なすも  
一時方向と踏違へしより斯くの如くみ落魂しる

自業自得と言ひまぐ最浅間一き夏あり余程  
江藤主僕等々姑く山間に潜し一が斯く果べき  
やうも在ねば奈何みもふし土州に至らば高知  
縣下の其うちみ我と助る者やあつんと万般  
苦配とめぐるし漸く船と得たりし六窮るふ土  
州へ押渡り浦戸といふより上陸せしが此地も賊  
徒と捕へんとする警備の最も嚴重ある豫州は異  
ある夏のゆらぬ江藤等の斯まをみ追捕の命令届

きしうと頻り歎息ふまを雖も又如何ともまき  
 やりみく再び路多た嶮岨二分入る彼所這処と後徳  
 が三月廿八日の稍黄昏と思ふ頃甲浦といふに至りた  
 り江藤等甚ど倦と勞といふ茲に一計をめぐり  
 當所の番人浦正胤と言へる者と欺き我々加藤  
 太助と云岩倉卿の内命と蒙り密事探索し来  
 りし者あり戸長の家は案内とせよと最厳にふ言  
 へるみぞ正胤あまとい実と思へば辞むべきやみく

副戸長濱谷清澄が宿所へ馳之誘ふみぞ清澄出く  
 對面か一尚其来由と尋ぬとば嚮み正胤ふ言へるが  
 如く探索方の賄ふゆてか一密々取調べの筋ゆれば  
 兩三日の此邊に逗留ありたれ赴きと寔をやらう小依頼  
 しの其身へ則ち加藤太助江口十作の安井五八船田  
 次郎へ勝井十三と得知しぬ変名と名告う此時  
 濱谷清澄を三個が躰と情見らふ加藤太助と  
 名告る者へ豫と写真とゆて布達あり江藤新



平よ髣髴なきに備へ彼曲者ヲ我と欺き来れり  
あゝんと心中大に駛きしを余の収斂して深  
くも糾さば只管彼等と尊敬して當所の旅店に請  
待しの饗應最も懇懇あるも江藤主僕を策の  
図に當りぬと歎びて久しう酒食を喫し此夜  
の枕と高うせり然るに濱谷清澄の熟くも計りて  
江藤等と旅店に送り入りや否や直ち當所の  
出張所へ箇様々々と訴ふれば此時高知縣廳より

此地に出張し及びたる細川少属と始めしと捕  
吏番卒等數十名あつて得物と携へて出口々々  
を固むれど尚大切なる捕物や仕損ざるを  
せん猛可に當国の士族と募るに次の日の早天の  
血氣の壯士數十輩何れも甲浦に看到せり余ども  
件の旅店よて捕方不便利ありん辞を設けて  
江藤主僕と戸長の家へ賤し寄せし江藤の頗  
る智慮深く斯る方畧めく欺るべき人



江藤を縛  
せん捕  
吏等戸長  
の居室を  
圍む





甲浦主  
僕等縛  
就く

在らぬと天網免うと匠まの時めや追兵我も通  
 と知らぬ異議なく戸長の家に至り更ふ一封の書と  
 認めぬ彼の清澄は竊るふ托し之と至急郵便  
 とめて岩倉公の御許へ遣はし呉うと乞求むるは  
 清澄陽よ承諾し之とを細川少属小呈しを仔細  
 と演るみぞ細川受得と封の俣本廳へおん送り  
 しを介程は捕吏の輩へ計りて江藤等三名と戸長の  
 許へ徒らしめたれば件の家の八方と十重廿重ふ捕り

園の中も捕手も妙と得たると数千名選み出さく  
 裏表より込入らせ搦捕らんとあま程小儲へ戸長の策よ  
 棄せしむ放しむ死地小陥りしと始め悟りし  
 江藤新平心中大いふ駛けども更ふ阿容なる気色を  
 見せば我の岩倉右府公の内命と被りたる密事探索  
 の者あると鹿忽の挙動まじくむと種々抗辯し及  
 ぶと難も捕吏等へ写真と証しして渠り辞と此も  
 聞きを時機よりよりし理不尽し手と下すべき勢ひを

且バ江藤も今ハ是迄ありと天と仰いで嗟嘆しつ  
 遂よ己が實名と明し最尋常し縛よ就しむぞ  
 十作次郎の兩名も是ふ至りと遁る道多く俱よ  
 縲紲と受し直ち高知縣廳へ此輩と護送せり  
 始め江藤氏の司法卿たりし時新律と立て舊律  
 と改正せし世俗の善く知る所あり其頃新法と云  
 して曰く是迄罪人の逃走するや其時々人相書と作  
 りて尋めるハ最近遠し以来ハ懲役所刑の場は影相

の寫室と設け罪人の容貌とて寫真画に製まべ  
 と内命を下せし支那り然るも其身大罪を犯し這回  
 逃走るまふ至り我々寫真画も穿鑿せらば遂に  
 縲綑に及びし支佛家と所謂因果應報必ぞ汝に  
 出るもの汝に飯らざるはありと其頃評しつるも  
 余は江藤と同船し曩に鹿兒島に赴たる香月  
 桂五郎以下の賊徒等那地に滞留せしうちも探索  
 最も嚴多しゆ江藤と同所居る支那いざ所々

潜を在りと雖も既ふし島義勇が搦め捕らるし  
 風聞も所は實に其身の危き支薄氷と踏む心地  
 るゆぞ何れも四國へ走らんとする并に中嶋鼎藏  
 横山萬里山中一郎の三名に夜道を犯して日向の國  
 宮崎に至りしに測らる香月桂五郎櫛山弥助等  
 甲乙の六名に會し互ひに恙多しと祝し是  
 より九人が同船し船中宇和島に赴きつ更しは  
 議するやり憑り切たる鹿兒島の思ふも似ぬ勢ひ

あはば江藤氏も大い土州へ心ぎきしあらん我が  
輩も又彼所へ至り事と聞らん所存あると同行多人  
数ある時他の怪に候受くしとく三人宛と三組み分  
ち何れも道と異し土佐の国へと急ぎたる必竟渠  
等が三道と別れ土州へ至らんとするの途中又麼ある  
変事あり開ハ次の編と看て知らん

明治太平記七編卷之二終

第六大區八小區  
本所外手町十八番地  
著者 村井静馬

第壹大區六小區  
日本橋通二丁目四番地

東京  
書肆

版主 小林鉄次郎藏

